

【資料 1】

鹿児島県内水面  
漁場管理委員会資料  
令和 8 年 2 月 13 日

【議題 1】

令和 7 年増殖実績及び令和 8 年増殖目標  
について（協議）



## 第五種共同漁業権に基づく増殖目標数量等について

### 1 第五種共同漁業権

一定の水面を共同で利用して営むための「共同漁業権」は、その内容により第一種から第五種まで5種類に分類され、そのうち内水面において営むものは「第五種共同漁業権」に分類される。【漁業法第60条第5項】

(※内水面において「第一種共同漁業権」に分類されるものも一部存在する。)

### 2 増殖義務

第五種共同漁業権の免許には、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること、及び、免許を受けた者が水産動植物の増殖を行うことが条件となる。

【漁業法第168条】

ここでいう「増殖」とは、人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床の造成等の積極的な人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為を指し、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしないが、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為にとどまるものは含まれない。

また、知事は、免許を受けた者が増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聞いて増殖計画を定め、その計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命じることができる。【漁業法第169条】

### 3 増殖目標数量等の公示及び増殖実績の報告

第五種共同漁業権に関する水産庁からの技術的助言において、内水面漁場管理委員会は毎年、増殖目標数量等を定め、インターネットなど適切な方法で公示するとともに、増殖実績の報告を求めるとされている。【令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知】

これに基づき、当委員会では、第五種共同漁業権が設定されている県内各河川において、前年の増殖実績の確認及び当該年の増殖目標数量等の設定を行い、県ホームページにおいて公示している。 ※令和4年以前は県公報による公示。

令和7年増殖実績一覧表

漁業権番号 漁協名	増殖目標及び実績 (単位:kg)									未達成の理由等
	項目	あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
第1号	実績	411	0	10	100	30	150	6.3	10.0	あゆ: 稚あゆの採捕状況が悪かったため。 別途、400kgを自主放流。
広瀬川	目標	500	0	10	50	30	150	5	10	
	(%)	82%	-	100%	200%	100%	100%	126%	100%	
第2号	実績	100	0		40		50			
高尾野 内水面	目標	100	0		40		50			
	(%)	100%	-		100%		100%			
第3号	実績	30	0		30		50			
高松川	目標	30	0		30		50			
	(%)	100%	-		100%		100%			
第4号	実績	180	0		50		200		10	あゆ: 稚あゆの採捕状況が悪かったため。 産卵場5か所を造成
川内川	目標	200	0		50		200		10	
	(%)	90%	-		100%		100%		100%	
第4号	実績	50	0		204		155		5	
川内市 内水面	目標	50	0		200		150		5	
	(%)	100%	-		102%		103%		100%	
第5号	実績	20	0	10	10					
川内川	目標	20	0	10	5					
	(%)	100%	-	100%	200%					
第5号	実績	20	0	10	10					
川内市 内水面	目標	20	0	10	10					
	(%)	100%	-	100%	100%					
第5号	実績	20	0	10	20					
川内川 上流	目標	20	0	10	20					
	(%)	100%	-	100%	100%					
第6号	実績	230	0		80	30				
川内川 上流	目標	230	0		80	30				
	(%)	100%	-		100%	100%				
第8号	実績	80	0		40		200		10	てながえび: 種苗が入手できなかったため。
川辺 広瀬川	目標	80	0		40		200		15	
	(%)	100%	-		100%		100%		67%	
第9号	実績	150	0		20		250			
甲突川	目標	150	0		20		250			
	(%)	100%	-		100%		100%			
第10号	実績	30	0		50		30			
思川	目標	30	0		20		30			
	(%)	100%	-		250%		100%			
第11号	実績	60	0		20		20			
別府川	目標	60	0		20		20			
	(%)	100%	-		100%		100%			
第12号	実績	65	0		30		24			あゆ: 種苗が入手できなかったため。 もくずがに: 自河川で採取した稚がにの放流を 計画していたが、標準サイズの種苗の放流に 変更したことによる重量の増加。
網掛川	目標	180	0		30		1			
	(%)	36%	-		100%		2400%			
第13号	実績	644	0		110					あゆ: 稚あゆの採捕状況が悪かったため。 別途、親あゆ30kgの放流を実施した。
霧島 天降川	目標	1080	0		110					
	(%)	60%	-		100%					
第14号	実績	100			10		0			もくずがに: 種苗が確保できなかったため。
検校川	目標	100			10		50			
	(%)	100%			100%		0%			
第15号	実績	100	0		10		30			もくずがに: 種苗が確保できなかったため。
安楽川	目標	100	0		10		50			
	(%)	100%	-		100%		60%			
合計	実績	2,290	0	40	834	60	1,159	6	35	
	目標	2,950	0	40	745	60	1,201	5	40	
	(%)	78%	-	100%	112%	100%	97%	126%	88%	

令和8年増殖目標一覧表

漁業種番号 漁協名	項目	増殖目標 (単位:kg)								目標量増減の理由等
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
第1号 広瀬川	今年	600	0	10	50	30	150	5	10	
	昨年	500	0	10	50	30	150	5	10	
	(%)	120%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
第2号 高尾野 内水面	今年	120	0		40		50			
	昨年	100	0		40		50			
	(%)	120%	-		100%		100%			
第3号 高松川	今年	30	0		30		50			
	昨年	30	0		30		50			
	(%)	100%	-		100%		100%			
第4号 川内川	今年	200	0		50		200		10	
	昨年	200	0		50		200		10	
	(%)	100%	-		100%		100%		100%	
第4号 川内市 内水面	今年	50	0		200		150		5	
	昨年	50	0		200		150		5	
	(%)	100%	-		100%		100%		100%	
第5号 川内川	今年	20	0	10	5					
	昨年	20	0	10	5					
	(%)	100%	-	100%	100%					
第5号 川内市 内水面	今年	20	0	10	10					
	昨年	20	0	10	10					
	(%)	100%	-	100%	100%					
第5号 川内川 上流	今年	20	0	10	20					
	昨年	20	0	10	20					
	(%)	100%	-	100%	100%					
第6号 川内川 上流	今年	230	0		80	30				
	昨年	230	0		80	30				
	(%)	100%	-		100%	100%				
第8号 川辺 広瀬川	今年	80	0		40		200		15	
	昨年	80	0		40		200		15	
	(%)	100%	-		100%		100%		100%	
第9号 甲突川	今年	150			20		250			
	昨年	150	0		20		250			
	(%)	100%	-		100%		100%			
第10号 思川	今年	30	0		20		30			
	昨年	30	0		20		30			
	(%)	100%	-		100%		100%			
第11号 別府川	今年	60	0		20		20			
	昨年	60	0		20		20			
	(%)	100%	-		100%		100%			
第12号 網掛川	今年	180	0		30		30			もくずがに: 自河川で採取した稚がにの放流から、標準サイズの種苗の放流に変更することによる重量の増加。
	昨年	180	0		30		1			
	(%)	100%	-		100%		3000%			
第13号 霧島 天降川	今年	1080	0		110					
	昨年	1080	0		110					
	(%)	100%	-		100%					
第14号 検校川	今年	100			10		50			
	昨年	100			10		50			
	(%)	100%			100%		100%			
第15号 安楽川	今年	100			10		50			
	昨年	100	0		10		50			
	(%)	100%	-		100%		100%			
合計	今年	3,070	0	40	745	60	1,230	5	40	
	昨年	2,950	0	40	745	60	1,201	5	40	
	(%)	104%	-	100%	100%	100%	102%	100%	100%	

**海区漁場計画の作成等について**  
(令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知) 抜粋  
※地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言

(7) 第五種共同漁業について

- ① 内水面における第五種共同漁業の免許には、法第168条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要である。
- ② 法第168条でいう「増殖」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは、含まれない。
- ③ 増殖に当たっては、漁場の環境収容力や利用状況に応じて、適切な採捕規制や漁場環境の保全・改善を実施し、これにあわせて②の積極的人為手段による増殖行為を行うようされたい。
- ④ 漁場管理又は漁業取締り上、漁業権の対象魚種と密接な関係がある魚種であっても、その魚種自体を増殖する行為がなければ漁業権の免許対象とはならないことに注意されたい。

なお、当該魚種について繁殖保護等の必要があれば、調整規則による採捕の制限若しくは禁止措置又は委員会指示によって規制することとされたい。

- ⑤ 第五種共同漁業は、漁業権者が増殖をする場合でなければ免許されず、また、漁業権者が増殖を怠った場合にはその漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下の事項に留意されたい。

ア 免許時の増殖指針の公表

水産動植物の種類、増殖方法、増殖規模等を内容とする増殖指針について、免許の可否の基準として都道府県知事が別途公表する。

ただし、この指針は、免許する際の一応の基準なのであって、免許期間中、固定化して考えるべきものでない。

イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。

委員会が目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力（有害生物の防除の実施等に伴う追加経費負担の状況も含む。）等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮する。

また、稚魚放流に偏重することなく内水面の豊度に応じた卵放流や親魚放流のほか、産卵床・産卵場の造成等繁殖のための施設の設置、滞留魚の汲み上げ・汲み下ろし放流等による水産資源の遡上の確保等、その効果に根拠があると認められる手法について、これらの組合せ等についてもあわせて検討する。

このほか、目標増殖量等を稚魚放流の数量で示すに当たり、卵放流、親魚放流、産卵床・産卵場造成を組み合わせて行う場合には、その効果を稚魚放流の数量に変換して置き換える方法も検討する。あるいは、目標増殖量等を、増殖行為にかける金額に置き換えて示すことも検討する。

一方、震災、原発事故又は豪雨等の天災による漁場の荒廃の影響により、漁業権者が従来と同様の増殖行為を行うことが困難な場合がある。目標増殖量等の設定に当たっては、これらの影響に配慮するとともに復旧の状況に応じて目標増殖量等を柔軟に見直すこと等により、実効性のある増殖を行うよう漁業権者を指導する。

都道府県知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施状況等の報告を求める。

ウ 法第 169 条の増殖計画

漁業権者の増殖実施が目標増殖量等を達成していない場合には、都道府県知事は、当該目標増殖量等を検討し、当該年度における水面の生産力、種苗供給状況、当該漁業権者の経済的負担能力等を勘案して、委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、当該漁業権者に対し当該計画に従って増殖するよう命じる。

なお、震災、原発事故又は豪雨等の天災による漁場の荒廃の影響により、増殖を行う意思があっても、漁業権者の責めに帰することができない事由により、実

際に増殖行為を行うことができない場合については、法第 169 条第 1 項で規定する「免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認める」必要はない。

- ⑥ 水面固有の在来個体群は遺伝的多様性の保全の観点から重要であるため、在来個体群が生息している場合には、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流に際しては、当該河川湖沼における在来個体群の繁殖保護に留意されたい。
- ⑦ 組合による増殖事業は内水面の水産資源の維持及び増大に大きな貢献をしているところであり、この努力を広く国民に知らしめるとともに、内水面の現場において遊漁者の理解を得ることは漁業制度を円滑に運用する上で極めて有用である。  
については、水産動植物の増殖や漁場の管理の内容等を組合発行の遊漁承認証の裏面を活用して公表する等、組合による積極的な情報開示について指導されたい。
- ⑧ 内水面における漁場の管理に関して、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要な場合には、組合、地域住民、遊漁者等に対し、密放流等の違反に関する情報提供等についての協力依頼、関係者に対する委員会の指示、さらに委員会と連携した適時適正な指導が行われるよう配慮されたい。

○漁業法（抜粋）

昭和 24 年 12 月 15 日  
法律第 267 号

第四章 漁業権及び沿岸漁場管理

（定義）

第 60 条

1～4 （略）

5 この章において「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一～四 （略）

五 第五種共同漁業

内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又は第二号の湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるもの以外のもの

第八章 内水面漁業

（内水面における第五種共同漁業の免許）

第 168 条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第 169 条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3 前項の場合には、第八十九条第三項から第七項まで（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定を準用する。

4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の保護増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令にかかる増殖計画を変更すべきことを指示することができる。